

京都市告示第333号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

平成22年12月16日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
社会福祉法人京都市東山区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市東山区五条通大 和大路東入五丁目梅林 町576番地の5	当該法人の主 たる目的であ る業務	平成22年1月1日以 後に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)